

新	旧
グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款 2021年5月24日制定 2022年3月31日改正 2023年3月22日改正 2024年3月31日改正 2025年2月18日改正 <u>2025年3月31日改正</u> 第1条～第6条（略） <u>（削除）</u>	グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款 2021年5月24日制定 2022年3月31日改正 2023年3月22日改正 2024年3月31日改正 2025年2月18日改正 第1条～第6条（略） <u>（外国法人の特例）</u> <u>第7条 乙が外国法人であるときは、原約款第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の合計の50％以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。</u> <u>2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5並びに第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</u> <u>3 委託期間及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。</u> <u>4 委託期間であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。</u> <u>5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、特別約款様式第</u>

新	旧
(経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第7条 (略) (委託業務の成果の情報発信) 第8条 (略) (経済産業省等への情報提供) 第9条 (略)	<u>1 による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u> <u>6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</u> <u>7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</u> <u>8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</u> <u>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）</u> <u>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら利用したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること</u> <u>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること</u> (経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第8条 (略) (委託業務の成果の情報発信) 第9条 (略) (経済産業省等への情報提供) 第10条 (略)

新	旧
(再委託先等との契約) 第 <u>10</u> 条 (略) (業務委託費積算基準) 第 <u>11</u> 条 (略) (存続条項) 第 <u>12</u> 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第1条第2項、第3条第6項から第11項まで、第6条、第<u>8</u>条から第 <u>10</u> 条まで <u>(削除)</u> (原約款との関係) 第 <u>13</u> 条 (略) <u>附 則</u> <u>1. この特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正前の第7条及び第14条の規定に対する改正は、2025年4月</u>	(再委託先等との契約) 第 <u>11</u> 条 (略) (業務委託費積算基準) 第 <u>12</u> 条 (略) (存続条項) 第 <u>13</u> 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第1条第2項、第3条第6項から第11項まで、第6条、<u>第7条、第9</u>条から第 <u>11</u> 条まで <u>(翻訳文との関係)</u> <u>第14条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。</u> (原約款との関係) 第 <u>15</u> 条 (略)

新				旧			
<u>1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u>							
<u>（削除）</u>				<u>（特別約款様式第1）（略）</u>			
（別紙）誓約事項（略）				（別紙）誓約事項（略）			
（４）グリーンイノベーション基金業務委託費積算基準				（４）グリーンイノベーション基金業務委託費積算基準			
第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。				第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。			
項 目			（摘 要）	項 目			（摘 要）
大 項 目	中 項 目	内 容		大 項 目	中 項 目	内 容	
Ⅰ．機械装置等費	1．土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。		Ⅰ．機械装置等費	1．土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	
	2．機械装置	委託業務の実施に必要な			2．機械装置	委託業務の実施に必要な	
			当該項目に計上する				当該項目に計上する

新					旧				
		等製作・ 購入費	機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費。ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあっては、その社内振替価格とすることを妨げない。 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	ものは、購入・製作にあっては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。 機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。) ① 製作設計費 ー 機械装置等の細部製作設計に要した労務費(外注設計の場合にあってはその経費) 労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価(労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出			等製作・ 購入費	機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費。ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあっては、その社内振替価格とすることを妨げない。 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	ものは、購入・製作にあっては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。 機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。) ① 製作設計費 ー 機械装置等の細部製作設計に要した労務費(外注設計の場合にあってはその経費) 労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価(労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出

新					旧				
				② 製作加工費 ー 機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費 (イ) 直接材料費 ー 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 (ロ) 加工費 ー 機械装置等の製作に要した労務費 労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価（労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価）に直接作業時間数を乗じることにより算出 (ハ) 直接経費 ー 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であつ					② 製作加工費 ー 機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費 (イ) 直接材料費 ー 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 (ロ) 加工費 ー 機械装置等の製作に要した労務費 労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価（労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価）に直接作業時間数を乗じることにより算出 (ハ) 直接経費 ー 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であつ

新					旧				
				て、すでに(ロ) 加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。 i) 専用治工具費 － 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費 ii) 外注加工費 － 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費 iii) その他の直接経費 － i)からii)までに掲げる経費以外の経費					て、すでに(ロ) 加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。 i) 専用治工具費 － 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費 ii) 外注加工費 － 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費 iii) その他の直接経費 － i)からii)までに掲げる経費以外の経費

新					旧				
		3. 保守・改 造 修 理 費	①プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの１．２．及び４．の光熱水料に含まれるものを除	③ 添付品費 － 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 ④ 運搬費 － 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費 ⑤ 据付費 － 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費 保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。			3. 保守・改 造 修 理 費	①プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの１．２．及び４．の光熱水料に含まれるものを除	③ 添付品費 － 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 ④ 運搬費 － 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費 ⑤ 据付費 － 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費 保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。

新					旧					
			く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費				く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費			
			②プラント及び機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの１．、２．及び４．の光熱水料に含まれるものを除く。）外注を必要とした場合は、それに要した経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	改造費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常の見替（原状回復）の費用を超えた経費 ② 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上かつその装置等の前期末における取得価額の10%を超えたとき、その経費 修理費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む） ② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経			②プラント及び機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの１．、２．及び４．の光熱水料に含まれるものを除く。）外注を必要とした場合は、それに要した経費 なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	改造費とは、次のような経費をいう。 ③ 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常の見替（原状回復）の費用を超えた経費 ④ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上かつその装置等の前期末における取得価額の10%を超えたとき、その経費 修理費とは、次のような経費をいう。 ④ 装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む） ⑤ 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経		

新					旧				
				費 ③ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10%以下であるとき、その経費					費 ⑥ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10%以下であるとき、その経費
	Ⅱ．労務費	1．研究員費	委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。 ①甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。 ②当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。 健保等級を適用する者の			Ⅱ．労務費	1．研究員費	委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。 ①甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。 ②当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。 健保等級を適用する者の	

新					旧				
			労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。 なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③又は④に基づき算定することができる。 ③研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準（大学用）又は業務				労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。 なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③又は④に基づき算定することができる。 ③研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準（大学用）又は業務		

新					旧				
		2. 補助員費	委託費積算基準（国立研究開発法人等用）を準用して算定する。 ④海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上述の方式による算定が困難である場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。 委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、Ⅰに含まれるものを除く。）				2. 補助員費	委託費積算基準（国立研究開発法人等用）を準用して算定する。 ④海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上述の方式による算定が困難である場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。 委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、Ⅰに含まれるものを除く。）	
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。		Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。	
	2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費				2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費		

新					旧				
			③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費				③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費		
		3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費			3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費		
		4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く。 3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な		4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く。 3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な	

新					旧				
				現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費 5) 図書資料費　－　委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳費・翻訳費　－　委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費 7) 運送費　－　委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費 8) 委員会費　－　委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に					現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費 5) 図書資料費　－　委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳費・翻訳費　－　委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費 7) 運送費　－　委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費 8) 委員会費　－　委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に

新					旧				
				要した委員等謝金、 委員等旅費、会議費、 会議室借上費、消耗 品費、資料作成費、そ の他の経費 9) 学会等参加費・論文 投稿料 ― 委託業 務の実施に必要な知 識、情報、意見等の交 換のための学会等へ の参加費（学会等に 参加するための旅費 は除く。）及び成果に 関する論文投稿に係 る経費 10) 報告書等作成費 ― 成果報告書の電子フ ァイル作成費及び資 料等の印刷・製本に 要した経費 11) キャンセル料 ― 委託業務の実施に必 要な旅費のキャンセ ル料（やむを得ない 事情からキャンセル 料が認められる場合 のみ）					要した委員等謝金、 委員等旅費、会議費、 会議室借上費、消耗 品費、資料作成費、そ の他の経費 9) 学会等参加費・論文 投稿料 ― 委託業 務の実施に必要な知 識、情報、意見等の交 換のための学会等へ の参加費（学会等に 参加するための旅費 は除く。）及び成果に 関する論文投稿に係 る経費 10) 報告書等作成費 ― 成果報告書の電子フ ァイル作成費及び資 料等の印刷・製本に 要した経費 11) キャンセル料 ― 委託業務の実施に必 要な旅費のキャンセ ル料（やむを得ない 事情からキャンセル 料が認められる場合 のみ）
	IV. 間接経 費		上記経費を除く委託業務 の実施に伴う乙の管理等に	1 間接経費の算定は、 経費総額（Ⅰ～Ⅲ）		IV. 間接経 費		上記経費を除く委託業務 の実施に伴う乙の管理等に	1 間接経費の算定は、 経費総額（Ⅰ～Ⅲ）

新					旧				
			必要な経費	に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該当する技術研究組合等については、間接経費率は20%（甲が別に指示する場合はその率）とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第2項から第5項までを準用して定められる間接経費率を用いることができる。ただし、当該組合員が国				必要な経費	に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該当する技術研究組合等については、間接経費率は20%（甲が別に指示する場合はその率）とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第2項から第5項までを準用して定められる間接経費率を用いることができる。ただし、当該組合員が国

新					旧				
				公立大学法人、大学 共同利用機関法人、 公立大学、私立大学 若しくは高等専門 学校又は国立研究 開発法人、独立行政 法人若しくは地方 独立行政法人であ る場合は、当該組合 員の間接経費率を 原則３０％とし、こ の率を下回る率を 用いるときは、その 率とすることがで きる。 3 前項のただし書き に定める中小企業 は、中小企業基本法 第２条に該当する 法人とする。ただ し、中小企業基本法 第２条に該当する 法人であっても甲 が別に定める「みな し大企業等」に該当 する場合は、中小企 業に該当しないも のとする。 4 第２項のただし書					公立大学法人、大学 共同利用機関法人、 公立大学、私立大学 若しくは高等専門 学校又は国立研究 開発法人、独立行政 法人若しくは地方 独立行政法人であ る場合は、当該組合 員の間接経費率を 原則３０％とし、こ の率を下回る率を 用いるときは、その 率とすることがで きる。 3 前項のただし書き に定める中小企業 は、中小企業基本法 第２条に該当する 法人とする。ただ し、中小企業基本法 第２条に該当する 法人であっても甲 が別に定める「みな し大企業等」に該当 する場合は、中小企 業に該当しないも のとする。 4 第２項のただし書

新					旧				
				きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。 一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータか					きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。 5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。 一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータか

新					旧				
				ら判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。 二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。					ら判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。 二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。
	V. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。 当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅣに定める項目又は甲が別に定める積算基準の項目に準じて行う。	再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。		V. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。 当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅣに定める項目又は甲が別に定める積算基準の項目に準じて行う。	再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。
第2～第3（略）					第2～第3（略）				